

# 高額療養費・付加金の支給申請について（70歳以上向け）

## ①高額療養費

医療機関等の窓口でのお支払いが下記自己負担限度額を超過した場合にご請求いただけます。

※自己負担限度額は、保険診療分に係るもののみであり、食事療養費・差額ベッド等の自費分は除きます。

【自己負担限度額】 ※70歳未満の被保険者に扶養されている70歳以上の方は、一般の区分になります。

所得区分	1カ月当たり的高額療養費の自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者Ⅲ (標準報酬月額83万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (多数該当：140,100円)	
現役並み所得者Ⅱ (標準報酬月額53～79万円)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (多数該当：93,000円)	
現役並み所得者Ⅰ (標準報酬月額28～50万円)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数該当：44,400円)	
一般 (標準報酬月額26万円以下)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数該当：44,400円)

## ②付加金

※上記①高額療養費に該当していなくても、下記金額を超過していればご請求いただけます。

※上記①高額療養費に該当する場合、①高額療養費が先に計算されます。

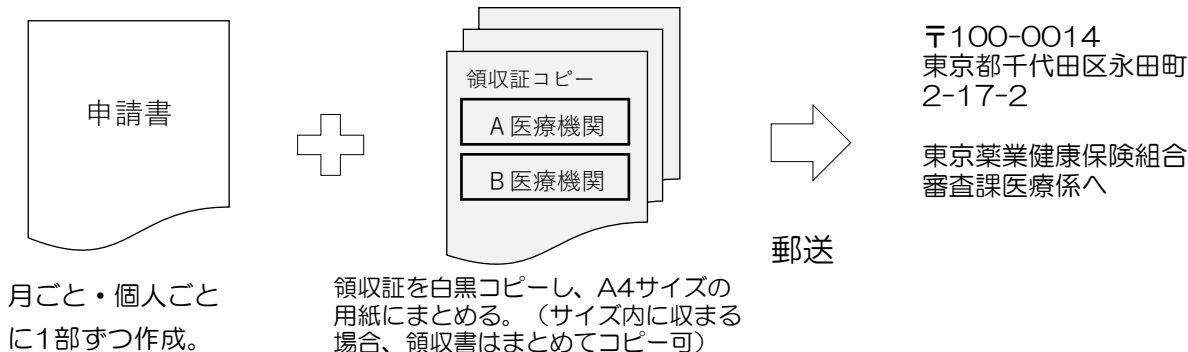
※70歳未満の被保険者に扶養されている70歳以上の方は、被保険者の所得区分（ア・イ・ウ・エ）が適用されます。

現役並み所得者Ⅲ (標準報酬月額83万円以上) (70歳未満ア)	63,000円以上/月ごと・世帯ごと
現役並み所得者Ⅱ (標準報酬月額53～79万円) (70歳未満イ)	58,000円以上/月ごと・世帯ごと
現役並み所得者Ⅰ (標準報酬月額28～50万円) (70歳未満ウ)	38,000円以上/月ごと・世帯ごと
一般 (標準報酬月額26万円以下) (70歳未満エ)	33,000円以上/月ごと・世帯ごと

### 【請求方法】

「高額療養費・付加金支給申請書」に「領収証のコピー」を添付してご請求ください。

※領収書はA4サイズでコピーをお願い致します。A4サイズ内に収まる場合、領収書を複数枚まとめてコピーしていただけます。



- ❖ 対象となる金額は、保険診療分に係るもののみであり、食事療養費・差額ベッド等の自費分は除きます。
- ❖ 自治体等の医療費助成を受けている方は、還付を受けた金額が分かる写しを併せてお送りください。  
なお、還付を受けた額によっては付加給付に該当しない場合があります。
- ❖ 同月内の保険診療費は、別疾病・別医療機関であってもすべて足してご請求いただけます。
- ❖ ご請求の郵便費用等は実費負担となります。
- ❖ 請求権の時効は2年です。(起算日：診療月の翌月1日、又は支払いが翌月以降の場合は、支払日の翌日)